

武蔵野市教育委員会借上バス使用要綱（平成2年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。以下同じ。）等が社会教育及びスポーツの推進を図るために使用する大型乗用自動車（以下「バス」という。）の借上げに要する経費の一部を補助することにより、社会教育及びスポーツの推進に寄与することを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次に掲げる団体であって、当該団体の活動目的の方向性に合致する事業を実施しているもの（以下「対象団体」という。）とする。ただし、武蔵野市その他の者が実施する他の制度により、補助金に類似する補助等を受けることができる場合は、補助金の交付を受けることができない。

- （1） 社会教育関係団体であって、武蔵野市教育委員会が武蔵野市社会教育関係団体として登録しているもの（青少年関係団体を除く。）
- （2） P T A
- （3） 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める団体

（補助の条件）

第3条 対象団体は、バスを借り上げるにあたり、次に掲げる条件を満たさないときは、補助金の交付を受けることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、片道の運行路程が20キロメートル以上250キロメートル以内であること。
- （2） 乗車人員が20人以上であること。
- （3） 第6条の規定による補助金の交付申請の時点において、バスの供給事業者が、公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度で1つ星以上の認定を取得していること。
- （4） 補助事業の行程が、輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（平成24年6月29日付け国自旅第209号国土交通省自動車局長決定）に反していないこと。
- （5） 市長が別に定める社会教育関係団体借上げバス仕様書に反していないこと。

(補助金の交付額及び交付回数)

第4条 補助金の交付額は、バスの使用にあたり10万円を上限として、予算の範囲内で市長が認める額とする。

2 補助金の交付回数は、1団体につき、1年度当たりバスの借上げ1回までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、バスの借上料のみとし、通行料、駐車場の使用料、団体の都合によりバスの使用を取り消したことによる取消手数料その他の附帯費用は、対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、バスを借り上げる日の6か月前から3週間前までに、武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付申請書（第1号様式）に、参加者名簿及び借上料が確認できる見積書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、借上料が確認できる見積書等を添えて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）第7条第1項の武蔵野市指令書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号。以下「規則」という。）第3条の規定により、通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条第1項又は第3項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助団体」という。）は、補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、

武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付変更・廃止申請書（第2号様式）により市長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。この場合において、補助団体が社会福祉法人であるときは、条例第5条及び規則第4条の規定により、承認申請書に市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同項の規定による変更又は廃止について、その結果を申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第9条 補助団体は、補助事業が終了したときは、当該終了の日から14日以内に、武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）及び武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付請求書（第4号様式）に、補助事業に要した経費の総額の請求明細書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを調査するものとする。

- 3 市長は、前項の調査の結果、同項の報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認める場合は、交付決定をした補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助団体が不正の手續により補助金の交付を受け、又は補助金を目的外に使用したと認める場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定をする補助金について適用する。

付 則（令和 3 年 7 月 1 日要綱第71号）

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 4 月 1 日要綱第15号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 7 年 4 月 1 日要綱第221号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定をする補助金について適用する。